

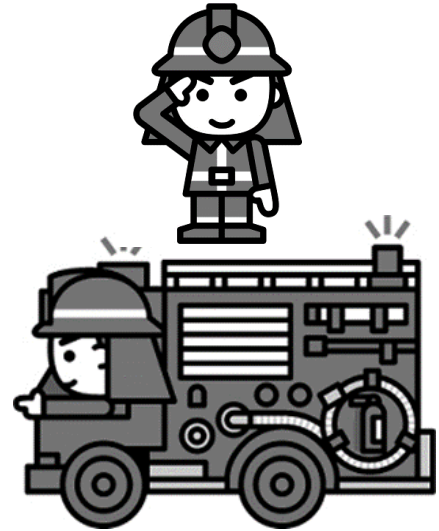
1 組織

上越市消防団は消防組織法第18条第1項に規定する消防団であり、上越市を管轄区域としています。

2 組織図

団本部

上越方面隊	18分団	82消防部
安塚方面隊	3分団	3消防部
浦川原方面隊	2分団	9消防部
大島方面隊	2分団	8消防部
牧方面隊	2分団	10消防部
柿崎方面隊	4分団	14消防部
大瀧方面隊	3分団	8消防部
頸城方面隊	3分団	8消防部
吉川方面隊	4分団	8消防部
中郷方面隊	2分団	9消防部
板倉方面隊	2分団	10消防部
清里方面隊	2分団	15消防部
三和方面隊	3分団	6消防部
名立方面隊	2分団	9消防部



14方面隊 52分団 199消防部

※令和5年4月1日から207消防部から199消防部（▲8消防部）に再編しました。

3 消防団の活動内容

- ・風水害、地震等発生時の巡回や救助、避難誘導
- ・火災発生時の消火活動
- ・火災、災害の予防に向けた夜警、巡視活動、消防器具や水利の点検
- ・消防団の各種訓練

4 消防団の身分

消防団は、市町村が設置する消防機関の一つで、その構成員である消防団員は、「非常勤特別職の地方公務員」です。

5 消防団員の待遇

- ① 年額報酬：階級等に応じた報酬が支給されます。

【年額報酬額】

団 長	96,000 円	副団長	69,000 円	分団長	50,500 円
副分団長	45,500 円	部 長	37,000 円	班 長	37,000 円
団 員	36,500 円				

- ② 出動報酬：出動内容、出動回数に応じた報酬が支給されます。

【出動報酬単価】

◎災害出動 … 1日につき8,000円

火災（放水有無問わず）、自然災害、搜索等

◎その他出動 … 1回につき800円以上2000円以内

訓練（半日）1,400円、訓練（1日）2,000円、夜警巡回800円、行事1,400円、幹部会議1,400円、会議800円、点検1,200円

下記の③～⑥の申請については、所属の分団長を通じて各消防団事務局へ申請してください。

- ③ 公務災害補償：消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります。

【主な補償の内容】

- ・療養補償…負傷等の療養に必要な費用を支給
- ・休業補償…負傷等により勤務や業務に従事できず、給与や収入が得られない場合に、定められた金額を支給
- ・障害補償…負傷等が治っても一定の障害が残った場合に定められた金額を支給
- ・自動車等損害見舞金支給事業…団活動中にやむを得ず自家用車を使用し、その自家用車に損害が発生した場合に、修理費の10万円を限度に見舞金を支給

※消防団活動中(災害対応、訓練、点検など)に負傷した場合は、通院先に消防団の公務災害補償の適用を希望する旨を伝え、直ちに事務局まで連絡をしてください。

- ④ 賞じゅつ金：消防団活動中に死亡又は障害の状態になった場合、賞じゅつ金を支給します。

- ⑤ 福祉共済制度：消防団活動中に限らず、消防団員が入院した場合等の給付制度があります。

【主な給付金】

- ・入院見舞金…7日以上入院の際に一定の金額を入院日数に応じて支給（日数の上限あり）
- ・遺族援護金…消防団員が死亡した場合に一定の金額をご遺族に支給
- ・生活援護金・障害見舞金…消防団員が事故で負傷もしくは、疾病で障害を負った時に支給
- ・重度障害見舞金…消防団員が消防団活動中（公務中）に事故で負傷もしくは、疾病で重度の障害を負った時に支給

※入院見舞金及び生活援護金・障害見舞金は、消防団活動中以外の怪我や病気でも支給されます。

- ⑥ 互助会：団員の福利厚生および相互扶助を図るため、「上越市消防団互助会」があります。

【主な給付金】

- ・弔慰金…消防団活動中に限らず、消防団員が死亡した場合に一定の金額をご遺族に支給
- ・災害見舞金…消防団員が居住する住宅や借家を焼失、滅失した場合に一定の金額を支給
- ・療養見舞金…消防団活動中に負傷し、入院した場合に一定の金額を支給

- ⑦ 退職報償金：5年以上勤務した後、退団した場合に、勤務年数、階級に応じた退職報償金が支給されます。（4月1日付で退団された方に対して、例年、6～7月頃に申請に必要な書類をお送りしています。期限までに必要な書類を提出いただければ、8月頃に退職報償金を支給する予定です。）

※年度途中で退団された方は随時、ご案内しています。

- ⑧ 被服の貸与：消防団活動に必要な活動服、長靴等の被服が貸与されます。

- ⑨ 表彰制度：勤務にあたって功労、功績があった場合等、様々な表彰制度があります。

- ⑩ 消防個人年金：消防団員、消防職員を対象に将来の自分のための積立金制度です。

最長で70歳まで積立てることができ、消防団を退団しても継続して加入や受け取りができます。加入を希望する場合は、消防団事務局へ問い合わせください。

6 その他

- ① 勤務先への届出

消防団員は、報酬を得て活動していることから、兼業を禁止している国家公務員や地方公務員は勤務先へ兼業の許可申請が必要になります。また、兼業を禁止している民間事業所もありますので、許可申請等が必要な事業所に勤務されている消防団員は申請を忘れずに行ってください。

- ② 出勤証明書の発行について

民間事業所において、消防団員が勤務時間内に消防団活動を行った時に、市が出勤証明を発行することにより、特別休暇が取得可能な民間事業所があります。出勤証明書が必要な場合は、分団長を通じて消防団事務局へ出勤証明書の発行を依頼してください。

- ③ 団員優待制度（にいがた消防団員サポート制度）

事前に登録してあるサポートショップで「団員サポートPASSPORT」を提示すると割引などのサービスを受けることができます。※紛失した場合は、パスポートの再発行が可能です。

※J-ホールディングス㈱による特別割引制度は、令和3年3月31日をもって廃止となりました。

【上越市消防団互助会関係】

1 弔慰金関係

死亡者		金額	参列者
会員死亡	公務、公務外を問わず	弔慰金 100,000 円 花輪 20,000 円以内	上越市消防団内 規に準ずる
家族等死亡	父母、配偶者又は子	弔慰金 10,000 円	地元分団幹部
	会員が分団長以上の場合	上記のほか 花輪 20,000 円以内	
元団本部員 (本人)	退団後 1 年以内の死亡	香典 5,000 円以内	上越市消防団内 規に準ずる

2 火災見舞金関係

損害の程度	金額
住居の全部を焼失、滅失	50,000 円
住居の 2 割以上を焼失、滅失	30,000 円
借家等の 2 割以上を焼失、滅失 (会長が認めたとき)	20,000 円以内

本表で、2 以上の号に該当する損害を受けた場合、程度の重い損害に応じた金額を支給する。

3 入院見舞金関係

療養の程度	金額
公務で入院	10,000 円

【県消防協会 消防団員等福祉共済】

区分	事由	給付種別	共済金額 (円)				
死亡	公務・公務外	遺族援護金	1,000,000				
	公務	弔慰救済金	弔慰金	23,000,000			
			付加給付	1号	10,000,000		
				2号	7,000,000		
		3号		5,000,000			
		保育援護金	1人 250,000				
重度障害 (障害の等級) 1級又は2級	公務・公務外	生活援護金	1,000,000				
	公務	重度障害見舞金	見舞金	23,000,000			
			付加給付	1号	6,000,000		
				2号	4,500,000		
		3号		2,500,000			
		保育援護金	1人 250,000				
障害 (障害の等級) 3級～12級	公務・公務外	障害見舞金	3級又は4級	500,000			
			5級又は6級	300,000			
			7級又は8級	180,000			
			9級又は10級	90,000			
			11級又は12級	60,000			
	公務	見舞金	付加給付	3級～6級	1号 750,000 2号 750,000 3号 500,000		
				7級～9級	1号 500,000 2号 500,000 3号 400,000		
				入院	公務・公務外	入院見舞金 (120日限度) 7日以上の入院で1日あたり	1日 1,500

【公務災害補償】

○補償内容（主なもの）

補償の種類	補償事由	補償内容
療養補償	公務により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである（療養上相当と認められるものに限る。）。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送(通院費)
休業補償	公務により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は監獄等に拘束若しくは収容されている者には行わない。

【退職報償金】

(単位：千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(平成26年4月1日以降に退職した消防団員に適用)

※階級は、退団時の階級ではなく、勤務期間内に経験した最高階級で支給されます。

【消防個人年金】

7つのポイント

毎月加入
ができます!

- ① 最長70歳まで積立てが可能な、公的年金の補完ができる制度です。
- ② 予定利率(※1) 1.25% (令和元年12月1日時点(将来変動することがあります。))
- ③ 月払、半年払、月払・半年払併用払から選択でき、月払の場合、毎月10,000円(ゆうちょ銀行の口座から振替の場合は5,000円)から加入できます。さらに、加入時・加入期間中に、まとまった資金を一時払として払い込むことができます。
- ④ 保険料は、生命保険料控除の対象になります。(※2)
- ⑤ 消防団員・消防職員の退団・退職後も継続できます。
- ⑥ 途中で脱退しても、積立金(脱退一時金)を受け取ることができます。
- ⑦ 現在約19,000名の方が加入され、約11,000名の方が年金を受け取られています。(※3)